

ぎふ清流文化プラザ電気需給契約書（案）

公益財団法人岐阜県教育文化財団（以下「甲」という。）と●●●●●●●●（以下「乙」という。）との間において次の条項により、ぎふ清流文化プラザ（以下「プラザ」という。）の電気需給契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、別紙仕様書及び図面に基づき、プラザで使用する電気を需要に応じて供給しなければならない。

2 前項の仕様書及び図面に明記されていない事項については、甲乙協議して定める。

（権利業務の譲渡等）

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、委託し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

（電気方式等）

第3条 電気方式、受電電圧、計量電圧、標準周波数、契約上使用できる最大電力（以下「契約電力」という。）、供給期間、契約保証金は次のとおりとする。

電気方式	別添仕様書のとおり
受電電圧	別添仕様書のとおり
計量電圧	別添仕様書のとおり
標準周波数	別添仕様書のとおり
契約電力	別添仕様書のとおり
供給期間	別添仕様書のとおり
契約保証金	免除

（供給の方法）

第4条 乙は甲がプラザで使用する電気を需要に応じて供給するものとする。

（検針日）

第5条 検針日時は各月1回とし、検針日における電力量計の読みにより使用電力量を計量するものとする。

（検査）

第6条 乙が供給する電力量は、甲の指定する検査員の検査を受けるものとする。

2 前項の検査は、検針日に関わらず、各月の最終日に甲の責任で行うものとする。

3 検針の方法その他その実施のために必要な事項は、設置されている計量器の状況等に応じて、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

（電気料金の算定期間）

第7条 電気の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定は、一月（前月の計量から当月の計量までの期間をいう。）の使用電力量により行うものとする。

（電気料金の計算）

第8条 毎月の電気料金の計算方法は次のとおりとする。

毎月の電気料金 = 基本料金 + 電力量料金 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金

2 每月の基本料金、電力量料金の合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。

（基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金）

第9条 基本料金、電力量料金は次により算定する。

基本料金 = 基本料金契約単価 × 契約電力 × (185% - 力率)

電力量料金 = (電力量料金契約単価 + 燃料費調整単価) × 使用電力量

再生可能エネルギー発電促進賦課金 = 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 × 使用電力量

(基本料金契約単価、電力量料金契約単価、燃料費調整単価、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価)

第10条 基本料金契約単価、電力量料金契約単価は、この契約書の別紙「契約単価一覧」(以下「契約書別紙」という。)に定めるとおりとする。

2 燃料費調整単価は、一般送配電事業者が高圧需要家に適用する単価とする。

3 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、一般送配電事業者が定める特定規模需要の標準託送供給条件による。

4 上記の単価はいずれも、消費税及び地方消費税相当額を含む。

(電力量)

第11条 単位は1キロワット時とし、小数点以下第1位を四捨五入する。

(力率)

第12条 力率は、その月の8時00分から22時00分までの時間における平均力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100%とする。)。平均力率の算定式は次のとおりとする。

$$\text{平均力率} (\%) = \text{有効電力量} / \sqrt{\{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2\}} \times 100$$

(支払方法)

第13条 乙は、第6条の規定による検査終了後、電気料金を検針後、速やかに請求するものとし、甲は適正な請求書受理の日から30日以内で、甲乙協議の上定める支払期限までに支払うものとする。

(契約電力の決定)

第14条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

2 前項に掲げる場合のほか、契約電力を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

(契約単価一覧の変更等)

第15条 この契約締結時において予測することのできない経済事情その他の情勢の変化により物価の変動等を生じ、そのため契約単価が著しく不適当であると認められるときは、甲乙協議して契約単価を変更することができる。

2 前項の協議は、文書をもって、相手側に申し入れるものとする。

3 電力量料金契約単価の算定の基礎となる燃料費の変動が生じた場合は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の小売部門が定める供給条件に定める燃料費調整単価に基づき、甲乙協議の上、契約単価一覧の電力量料金契約単価を変更することができる。

4 前項の協議は、乙からの通知をもって代えることができる。ただし、甲が当該通知を受け取った日から5日以内に異議を申し出た場合は、この限りではない。

5 前項の申し出があった場合は、甲乙協議の上、当該契約単価を定めるものとする。

6 甲は、契約単価の変更に係る予算措置が困難となったときは、第17条の規定に関わらず、契約を解除することができるものとする。

7 前項の規定により契約を解除した場合においては、甲は、乙に対し、損害金、違約金又は損害賠償金を支払う責任を負わないこととする。

(損害賠償の負担)

第16条 乙は、天災その他乙の責めに帰さない理由による停電等の場合を除き、停電等により、乙が甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

2 前項の規定による損害賠償の額は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

3 第三者の行為により電力供給の停止等を生じた場合において甲が当該第三者に損害賠償の請求をするときは、乙は、甲に協力するものとする。

(甲の契約解除権)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは契約を解除することができる。

一 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと認めたとき。

二 第2条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が検査もしくは監督に際し職務執行を妨げ又は妨げようとしたとき。

- 四 破産、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立がなされたとき。
- 五 手形交換所による取引停止処分、主要取引き先からの取引停止等の事実があり、業務執行が困難となると見込まれるとき。
- 六 前各号のほか、契約不履行のおそれがあると認めるととき。

(談合その他不正行為による解除)

- 第17条の2 甲は、乙が本件契約に関し、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
- 一 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号。以下「行政事件訴訟法」という。）第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
 - 二 公正取引委員会が、乙に独占禁止法違反行為があつたとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含み、当該納付命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
 - 三 公正取引委員会が乙に独占禁止法違反行為があつたとして行った決定に対し、乙が行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起し、その抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - 四 排除措置命令又は課徴金の納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）において、本契約に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
 - 五 前号の命令により、乙等に独占禁止法違反行為があつたとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 六 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対する刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合その他不正行為があつた場合の違約金等)

- 第17条の3 乙は、本件契約に関し、前条第1項各号の一に該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、甲に対して違約金として契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期間内に支払わなければならない。ただし、前条第1項第1号から第5号までのうち、決定の対象となる独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売である場合、その他甲が特に認める場合は、この限りでない。
- 2 乙は、本件契約に関し、前条第1項各号の一に該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、前項に規定する契約金額の10分の1に相当する額のほか、甲に対して違約金（違約罰）として契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 前2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金を合計した額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
 - 4 前3項の規定は、本件契約の終了後においても適用があるものとする。
 - 5 乙が第1項及び第2項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団排除措置による解除)

第17条の4 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、契約を解除することができる。

- 一 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 乙の役員等（岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴排措置要綱」という。）第2条第9号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 三 乙の役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。
- 四 乙の役員等が、その属する法人等（暴排措置要綱第2条第8号に規定する法人等をいう。以下同じ。）若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴排措置要綱第2条第7号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用しているとき。
- 五 乙の役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。
- 六 乙の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 七 乙の役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（乙の契約解除権）

第18条 乙は、甲が契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

（損害金、違約金又は損害賠償金の控除等）

第19条 乙がこの契約に基づく損害金、違約金又は損害賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日まで支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の規定による追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の延滞金を追徴する。

（資料の提出）

第20条 乙は、甲が電気の使用及び電気料金に関する資料を必要とするときは、その請求に応じて、これらの資料を提出するものとする。

（秘密の保持）

第21条 乙は、この契約の履行に当たり知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（契約外の事項）

第22条 この契約書に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 岐阜市学園町3丁目42番地
公益財団法人岐阜県教育文化財団
理事長 高木 敏彦

印

乙 ●●●●●●●
(代表者役職・氏名)

印

(第 10 条関係)

別紙 契約単価一覧

供給月	基本料金	電力量料金			備考
	契約単価 (円/kw)	平日(夏季) 契約単価 (円/kwh)	平日(その他季) 契約単価 (円/kwh)	休日(通年) 契約単価 (円/kwh)	
4月					
5月					
6月					
7月					夏季
8月					夏季
9月					夏季
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					

(注)「夏季」は7月1日から9月30日までの期間、「その他季」は「夏季」以外の期間とする。

(注)「休日」は、土曜、日曜、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、12月29日～31日とする。「平日」は「休日」以外の日とする。

・契約期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

・基本料金契約単価及び電力量料金契約単価は、10%の消費税及び地方消費税相当額を含む。

ぎふ清流文化プラザ電気需給仕様書

1 概要

(1) 対象建物

ぎふ清流文化プラザ

(2) 供給場所

岐阜市学園町3丁目42番地

(3) 業種及び用途

ホール等貸館、運転教育施設等

2 仕様

(1) 電力構成

以下のA、B又はCの電力（A、B、Cの混合による電力も可）の比率を100%とする。

A 非化石証書等を付けたFIT電力

B 非化石証書等を付けた非特定の電源から調達した電力

C 非FIT電力（再生可能エネルギー由来）

※A、Bの電力は、非化石証書等（トラッキング付非化石証書（再エネ指定）、グリーン電力証書又は再エネ電力由来J-クレジット）が付いていることを条件とする。

※Cの電力は、自らもしくは相対取引によって取得した再エネ指定の非FIT非化石証書が付いていることを条件とする。

(2) 電気方式、受電電圧、計量電圧、標準周波数、非常用自家発電設備、蓄熱槽

ア 電気方式 交流3相3線式 1回線受電

イ 受電電圧 6,600ボルト

ウ 計量電圧 6,600ボルト

エ 標準周波数 60ヘルツ

オ 非常用自家発電設備 有

カ 蓄熱槽 無

(3) 契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力 486kW

（各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と、前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。）

イ 予定使用電力量 1,238,161kWh

（ただし、甲の都合により、上回り又は下回ることがある。）

(4) 供給期間

令和8年4月1日0時00分から令和9年3月31日24時00分まで

(5) 電力計の検針

①自動検針装置 有

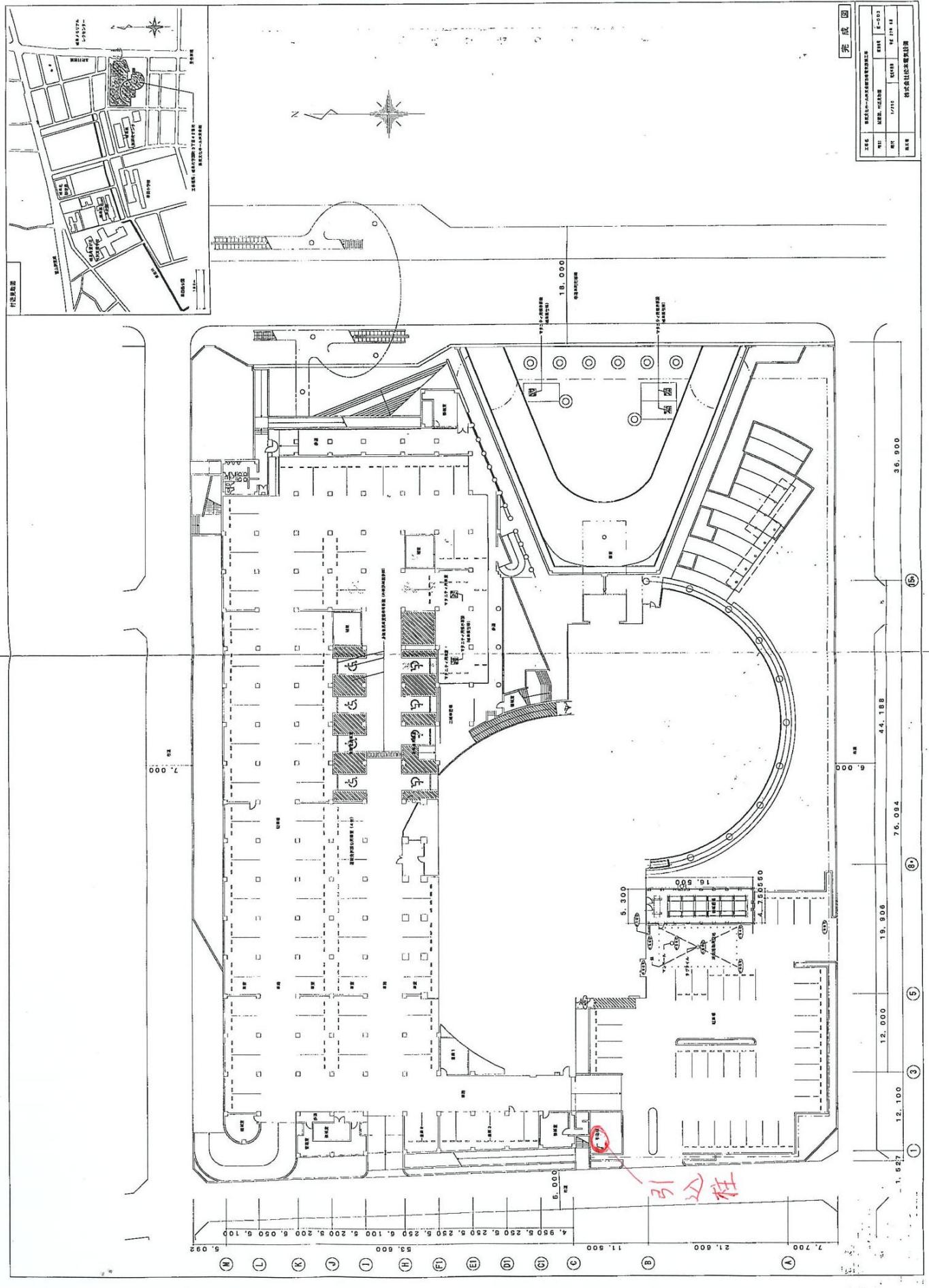
②電力会社の検針方法 通信線設備を通じての自動検針

ただし、財産については岐阜市内を接続供給の供給区域とする一般電気事業者のものである。

- (6) 需給地点
ぎふ清流文化プラザ西側の地上駐車入口の柱上閉開器「過電流ロック機構付」の電源側接続点
- (7) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ
- (8) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ
- (9) 電力供給に必要な接続工事等に掛かる経費は供給側の負担とする。

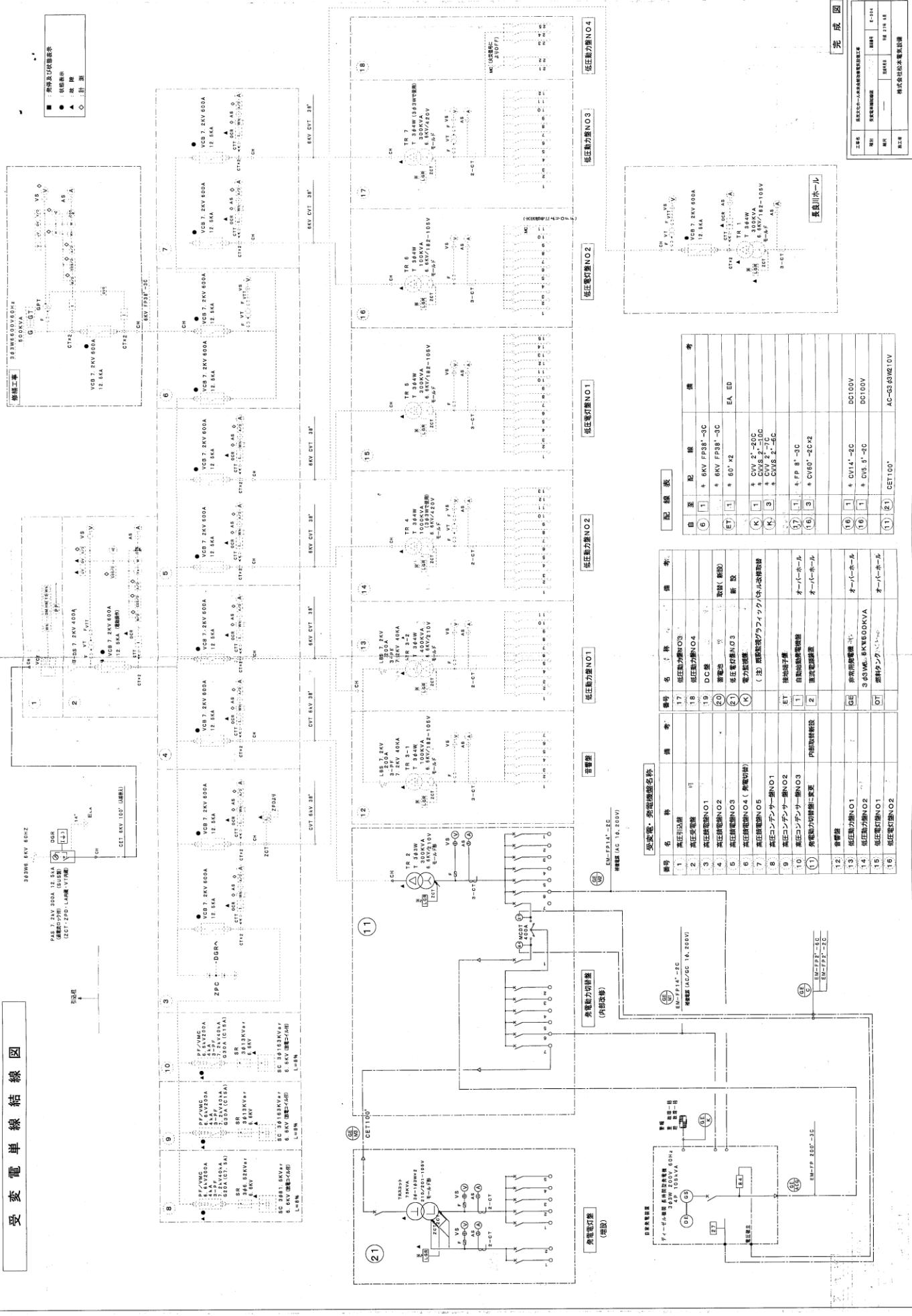
3 その他

- (1) 再生可能エネルギー電気の確認資料
 - ① 契約締結後遅滞なく、様式1-1「電力等供給計画書（以下「計画書」という。）」及び様式1-2を提出し、発注者の承認を得ること。なお、以下の②で提出する様式を任意のものとする場合は計画書提出時に提示すること。
 - ② 契約年度の上半期及び下半期毎に、様式2-1「特定電源割当証明書」及び様式2-2を提出すること。
- (2) 本契約において使用する単位、端数処理は以下のとおりとする。
 - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワット(kW)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は、1キロワット時(kWh)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は1パーセント(%)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
 - オ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (3) 毎月の検針書、請求書は公益財団法人岐阜県教育文化財団へ送付すること（宛名は公益財団法人岐阜県教育文化財団 理事長）。
- (4) 不当介入における通報義務については次のとおりとする。
 - ア 妨害又は不当要求に対する通報義務
受注者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
 - イ 受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。



因線結結構電單變受

6KV 60H



(様式 1 - 1)

年 月 日

電力等供給計画書

公益財団法人岐阜県教育文化財団理事長 様

所 在 地
名 称
代表者役職・氏名

仕様書3（1）の規定により、再生可能エネルギー100%電力に係る電力等供給計画書を提出します。

1 供給施設

ぎふ清流文化プラザ

2 供給期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 電力メニュー

メニュー名：○○○○

基礎排出係数（非化石電源調整済）：○○○○kg-CO²/kWh

調整後排出係数：○○○○kg-CO²/kWh

4 電力構成（メニュー）

- A 非化石証書等を付けたFIT電力
- B 非化石証書等を付けた非特定の電源から調達した電力
- C 非FIT電力（再生可能エネルギー由来）

※該当するものにチェックを入れること

5 各月の再生可能エネルギー由来電力の供給計画

様式1-2のとおり

令和8年度 再生可能エネルギー由来電力の供給計画

1 供給元電源情報

年月※1	供給元発電所名	所在地	発電方法
令和8年4月	〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光
令和8年5月			
令和8年6月			
令和8年7月			
令和8年8月			
令和8年9月			
令和8年10月			
令和8年11月			
令和8年12月			
令和9年1月			
令和9年2月			
令和9年3月			

※1 月ごとの供給元発電所が複数ある場合は行を追加して記載すること。

供給元発電所が多数あり、発電所名及び所在地の記載が困難な場合は、別途環境価値を証明する書類を添付すること。

注:上記の発電所から電力供給を受けることを証明する資料及び発電所の規模・供給力が分かる資料を合わせて提出すること。

2 証書による環境価値移転について

年月※2	供給発電所名	所在地	発電方法	証書等取得予定期	証書の種類
令和8年4月	〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇年〇月	〇〇
令和8年5月					
令和8年6月					
令和8年7月					
令和8年8月					
令和8年9月					
令和8年10月					
令和8年11月					
令和8年12月					
令和9年1月					
令和9年2月					
令和9年3月					

※2 月ごとの環境価値移転に係る証書が複数ある場合は行を追加して記載すること。

(様式 2－1) ※同様の内容が記載された任意の様式も可

年 月 日

特定電源割当証明書（令和8年度 半期分）

公益財団法人岐阜県教育文化財団理事長 様

所 在 地
名 称
代表者役職・氏名

以下のとおり供給元電源情報（様式 2－2）に記載の割当電力量に係る環境
価値について、岐阜県に移転したこと、及びいかなる第三者へも移転されてい
ないことをここに証する。

1 供給施設

ぎふ清流文化プラザ

2 供給期間

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

3 電力メニュー

メニュー名：〇〇〇〇

基礎排出係数（非化石電源調整済）：〇〇〇〇kg-CO²/kWh

調整後排出係数：〇〇〇〇kg-CO²/kWh

4 供給電力

A 非化石証書等を付けた FIT 電力

B 非化石証書等を付けた非特定の電源から調達した電力

C 非 FIT 電力（再生可能エネルギー由来）

※該当するものにチェックを入れること

5 各月の再生可能エネルギー由来電力の供給実績

様式 2－2 のとおり

様式2-2

※同様の内容が記載された任意の様式也可

令和8年度 再生可能エネルギー由来電力の供給実績

1 供給元電源情報（再生可能エネルギー由来電力）

年月※1	供給元発電所名	所在地	発電方法	割当電力量(kWh)
令和〇年〇月	〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
令和〇年〇月				
合計(kWh)				

※1 月ごとの供給元発電所が複数ある場合は行を追加して記載すること。

供給元発電所が多数あり、発電所名及び所在地の記載が困難な場合は、別途環境価値を証明する書類を添付すること。

2 証書による環境価値移転量

年月※2	供給発電所名	所在地	発電方法	環境価値移転量 (kWh)	証書等取得月	証書の種類
令和〇年〇月	〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月	〇〇
令和〇年〇月						
令和〇年〇月						
令和〇年〇月						
令和〇年〇月						
令和〇年〇月						
合計(kWh)						

※2 月ごとの環境価値移転に係る証書が複数ある場合は行を追加して記載すること。

注: 非化石証書等の環境価値を証明する資料を合わせて提出すること。